

委員会設置運営規程

社団法人鹿児島県工業倶楽部

(委員会の設置及び構成)

第1条 この法人の事業を適正に運営するため、会長は、理事会の承認を得て、次に掲げる委員会を設置することができる。

- (1) 総務・広報委員会
- (2) 渉外委員会
- (3) 事業委員会
- (4) 特命委員会

2 会長は、理事会の議を経て、委員会の新設又は廃止をすることができる。

3 委員会は、若干名の委員をもって構成する。

(委員会の所管事務)

第2条 委員会は、理事会の付託を受けて、この法人の具体的な事業計画、実施方法等について審議するとともに、事業の円滑な執行に努め、その経過及び結果を理事会に報告する。

(委員の委嘱)

第3条 委員会の委員は、この法人の会員の中から会長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された委員の任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された委員の任期は現任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、会長が指名する。

(委員以外の委員会での発言)

第6条 会長、副会長及び事務局長は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(委員会の招集及び議長)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会の議事)

第8条 委員会の議決は、出席委員の過半数の同意をもって決定するものとし
可否同数のときは、議長の決するところによる。

(規程の変更)

第9条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

付則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成12年6月1日から施行する。

付則

この規程は、平成16年12月14日から施行する。

付則

この規程は、平成22年7月14日から施行する。